

## 介護人材確保に向けた制度への意見募集

### 1. 趣旨

高齢化が進む中で、介護人材不足は全国的な問題となっており、当市においても重要な課題となっています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口が最大になるとされる2040年問題に向け、長期的視点での介護人材の確保が求められています。

将来に向けた介護人材の確保を図るため、市で検討を進めている制度の概要に対して意見を募集するものです。

### 2. 制度の目的と概要

#### ①即戦力となる介護の専門家の育成を図る

##### (ア) 福祉系高校（坂下高校福祉科など）への修学資金

- ・卒業後に介護福祉士資格の受験可能となる「福祉系高校（坂下高校福祉科など）」に在籍する市内在住の生徒に対して、一月当たり20,000円の修学資金を貸し付ける。
- ・卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、市内の介護事業所で正職員の介護サービス職業従事者として貸付年数×2倍の期間（最長5年間）勤務した場合は、修学資金の返還を免除する。
- ・その他、本人が死亡、心身の故障により業務を継続できなくなった場合は、修学資金の返還を免除する。

##### (イ) 介護福祉士資格の受験・登録支援

- ・次の要件を満たす者に対して、介護福祉士資格受験料・登録料相当分となる30,000円を支給する。
  - 介護福祉士の資格を取得してから1年以内であること
  - 介護福祉士の登録が済んでいること
  - 申請時に市内の介護事業所に勤めており、以後1年以上勤務を継続する意向があること

#### ②介護の担い手の裾野拡大、呼び込みを図る

##### (ア) 市内高校（恵那南高校）への修学資金

- ・高校で福祉分野を学ぶ「恵那南高校 総合学科 ライフサポート系列」に在籍する生徒に対して、一月当たり20,000円の修学資金を貸し付ける。
- ・卒業後、市内の介護事業所で正職員の介護サービス職業従事者として貸付年数×2倍の期間勤務した場合は、修学資金の返還を免除する。
- ・その他、本人が死亡、心身の故障により業務を継続できなくなった場合

は、修学資金の返還を免除する。

#### (イ) 介護人材確保事業（令和4年度開始） [参考]

・市では、介護分野への就業希望者と事業所とのマッチング支援など、介護に関する仕事のPR事業を進めています。

- 福祉のお仕事フェアの開催
- 介護の仕事出前講座の開催
- 事業所を対象とした、求人などのSNS活用セミナー

### 3. 事業の開始予定時期

事業区分	開始予定時期
① (ア) 福祉系高校（坂下高校福祉科など）への修学資金 ① (イ) 介護福祉士資格の受験・登録支援 ② (ア) 市内高校（恵那南高校）への修学資金	令和5年度
② (イ) 介護人材確保事業	令和4年度 (実施中)

### 4. パブリックコメント募集期間

令和4年10月26日（水）から令和4年11月9日（水）まで

### 5. パブリックコメント提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「介護人材確保に向けた制度への意見」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、恵那市役所 医療福祉部 高齢福祉課へ直接持参するか、郵送、ファックスで提出してください。

- ・直接持参 恵那市役所 西庁舎1階 高齢福祉課
- ・郵送 〒509-7292  
恵那市長島町正家一丁目1番地1  
高齢福祉課 宛て
- ・ファックス 0573-25-7294

#### 【問い合わせ】

恵那市役所 医療福祉部 高齢福祉課 TEL：0573-26-2111（内線161）